

白百合女子大学ウェルネスセンター支援者のためのガイドライン

(目的)

第1条 白百合女子大学ウェルネスセンター規程に基づき、学生や教職員の支援や配慮をする教職員（以下「支援者」という。）は、第6条に規定するプロジェクトのメンバーとして活動するにあたり、その対象となる人々（以下「対象者」という。）の基本的な人権を守り、こころと体の健康の保持及び増進を図ることを目的として、ここにガイドラインを定める。

(基本的倫理)

第2条 支援者は基本的な人権をはじめとし、関係法令等の遵守を責務とする。

第3条 支援者は、対象者のプライバシーを尊重するよう努める。

第4条 支援者は、こころと体の健康のバランスを保つよう努める。

(秘密保持)

第5条 支援者と対象者との関係を維持するために、次の各号について留意しなければならない。

1 秘密保持

支援のために知りえた対象者及び関係者の個人情報及び相談内容については、法令等の定めがある場合などを除き、守秘を第一とする。

2 情報開示

対象者の個人情報及び相談内容はもちろん、本センターから共有された対象者に関わる情報は第三者に開示してはならない。

3 情報の保管

個人情報及び相談内容等が不用意に漏洩されることのないよう、ノートやメモなどの記録媒体やメディアやメモリなどの電子媒体の管理保管には、支援者個々人が最大限の注意を払い、不要になったものについては速やかにシュレッダー等で廃棄・除却を行う。なお、記録媒体や電子媒体の保管は、原則として対象者の卒業もしくは退学・除籍後3年間を目処とする。

(集団守秘)

第6条 1人の対象者について1つのプロジェクトを設定する。プロジェクトは、対象者を直接支援・配慮するウェルネスセンター所属員と支援者で構成する。プロジェクトメンバーは、第5条の秘密保持については細心の注意を払うこととし、プロジェクト以外の者に情報公開を行う場合は、必ず本人の同意を取るようにする。

(対象者との関係)

第7条 支援者は、プロジェクトメンバーとして活動するにあたり、原則として対象者との間で「支援者-対象者」「教職員-学生」「教職員同士」という社会的関係以外の関係を持たないように努める。

(支援・配慮に関する基本的な考え方)

第8条 支援者は、「白百合女子大学ウェルネスセンター所属員のためのガイドライン」第8条の各号を、理解した上で対象者への支援・配慮を行う。

(適用範囲)

第9条 本ガイドラインは白百合女子大学を構成する全教職員に適用する。

(質問に関する照会先・相談先)

第10条 本ガイドラインの担当部署はウェルネスセンターとする。支援者が対象者に対して支援・配慮を行うにあたり、本ガイドラインで示されている内容以外に質問がある場合は、その内容及び事象をウェルネスセンターに照会・確認する。

(本ガイドラインの改廃)

第11条 本ガイドラインの改廃は、ウェルネスセンター運営委員会の意見を聴いて、学長が行う。

附則 本ガイドラインは、2019年(平成31年)4月1日から施行する。